

履行能力確認調査における数値的判断基準

履行能力確認調査・審査基準（平成15年4月1日施行）第1項第7号に規定する「数値的判断基準」は、他に定めがあるほかこの基準によるものとする。

1 定義

この基準において、以下の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、金額については、すべて消費税及び地方消費税を含まない額とする。

- (1) **調査対象者** 履行能力確認調査の対象者をいう。
- (2) **純工事費相当額** 別表中の工事区分の欄に定める工事の種別に応じて同表中の純工事費相当額の欄に掲げる額をいう。
- (3) **現場管理費相当額** 別表中の工事区分の欄に定める工事の種別に応じて同表中の現場管理費相当額の欄に掲げる額をいう。
- (4) **一般管理費相当額** 別表中の一般管理費相当額の欄に掲げる額をいう。
- (5) **調査基準価格** 建設工事執行規則取扱要綱（平成15年4月1日施行。以下「取扱要綱」という。）第15で規定する調査基準価格をいう。
- (6) **設計額** 取扱要綱第15で規定する設計額をいう。
- (7) **有効な入札** 宮城県から建設工事執行規則（昭和39年宮城県規則第9号）第4条第1項の規定に基づく建設工事競争入札参加登録を受け、当該入札案件の入札参加資格条件に示された「登録業種」、「登録等級」、「事業所の所在地に関する条件」及び「優遇措置条件」のいずれも満たしている業者が行った入札をいう。
- (8) **全入札者** 予定価格の範囲内で有効な入札を行った者すべての者をいう。
- (9) **入札率** 入札者の入札金額を予定価格で除した率をいう。
- (10) **下請金額の合計額** 直接工事費に計上された下請金額の合計額をいう。
- (11) **各細別の入札率** 直接工事費の各細別における、設計額に対する入札額の割合をいう。
- (12) **各細別の下請金額** 直接工事費の各細別に計上された下請金額をいう。

2 数値的判断基準

数値的判断基準として、純工事費相当額に対応した純工事費基準、現場管理費相当額に対応した現場管理費基準、一般管理費相当額に対応した一般管理費基準及び直接工事費を対象とした元請下請適正化基準を設定し、いずれかを満足しない場合は、調査対象者の行った入札を「公正な入札を妨げるおそれがある入札」として、調査対象者を落札不適当とする。

3 純工事費基準

調査対象者の純工事費相当額が、次の失格判断基準額1を下回る場合は、当該調査対象者を落札不適当とする。

- (1) 失格判断基準額1

イ 失格判断基準額 1 は、次の式により求める。

全入札者の純工事費相当額の平均額 $\times 0.97$

(ただし、全入札者が 5 者以上の場合は、入札者の工事費内訳書において計上されている純工事費相当額 (以下「入札者の純工事費相当額」という。) の最高金額の 1 者と最低金額の 1 者を除外するものとする。また、入札者の純工事費相当額が、設計額の純工事費相当額を上回る場合については、設計額の純工事費相当額に置き換えるものとし、入札者の純工事費相当額が、設計額の純工事費相当額に $90/100$ を乗じた額 (1 円未満は切り捨てる。以下「90%相当額」という。) を下回る場合については、90%相当額に置き換えるものとする。)

ロ 全入札者の純工事費相当額の平均額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

ハ 失格判断基準額 1 に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

ニ 全入札者が 3 者未満の入札の場合は、失格判断基準額 1 は適用しない。ただし、3 者以上の有効な入札があった入札において、落札者としなかった者の入札を有効な入札から除いて 2 者以下になった場合については、この限りではない。

4 現場管理費基準

調査対象者の現場管理費相当額が、次の失格判断基準額 2 を下回る場合は、当該調査対象者を落札不適当とする。

(1) 失格判断基準額 2

イ 失格判断基準額 2 は、次の式により求める。

設計額における現場管理費相当額 $\times 0.85$

ロ 失格判断基準額 2 に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 一般管理費基準

調査対象者の一般管理費相当額が、次の失格判断基準額 3 を下回る場合は、当該調査対象者を落札不適当とする。

(1) 失格判断基準額 3

イ 失格判断基準額 3 は、次の式により求める。

設計額における一般管理費相当額 $\times 0.63$

ロ 失格判断基準額 3 に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

6 元請下請適正化基準

調査対象者の直接工事費 (労務費、材料費及び直接経費) のうち下請負に附す部分の金額について、次の失格判断基準額 4 の算定値が 1 に満たない場合は、当該調査対象者を落札不適当とする。ただし、当基準は失格判断基準額 1 から 3 により落札不適当とならなかった調査対象者のうち、落札候補者となりうる第 1 順位に適用する。なお、第 1 順位の者が落札候補者とならなかった場合は、次順位に適用する。

ものとし、以降同様とする。

(1) 失格判断基準額 4

イ 失格判断基準額 4 の算定値は、次の式により求める。

直接工事費における想定下請入札率÷入札率

ロ 直接工事費における想定下請入札率は、次式により算出するものとする。

下請金額の合計額÷Σ（各細別の下請金額÷各細別の入札率）

ハ 建築工事及び建築設備工事は、元請下請適正化基準を適用しないものとする。

ニ 調査対象者が調査に応じないとき、または調査において求めた資料を正当な理由がなく提出期限まで提出しないときは、落札者とししない。

7 落札者としなかった場合の取扱い

調査対象者を落札者としなかった場合において、取扱要綱第 2 2 第 2 項で規定する次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、改めて数値的判断基準を適用するものとする。

ただし、総合評価落札方式を適用したものについては、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 8 年 2 月 1 5 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 9 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 1 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 1 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 2 年 2 月 1 5 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成 2 5 年 9 月 1 日から施行する。

2 第 6 の元請下請適正化基準は、当分の間、適用しないものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 の元請下請適正化基準は、当分の間、適用しないものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 の元請下請適正化基準は、当分の間、適用しないものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 の元請下請適正化基準は、当分の間、適用しないものとする。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

工事区分	純工事費相当額	現場管理費相当額	一般管理費相当額
土木工事 建築工事 建築設備工事 [建築機械工事 建築電気工事]	次の額を合算した額 直接工事費 共通仮設費	現場管理費	一般管理費
施設機械設備工事 (水道設備工事 下水道設備工事 鋼橋上部工事 電気通信設備工事 揚排水機場設備工事 水門設備工事 等)	次の額を合算した額 直接工事費 機器費 直接製作費 直接工事費(据付) 共通仮設費 間接(二次)労務費 共通仮設費(据付)	次の額を合算した額 工場管理費(製作) 現場管理費(据付) 据付間接費(据付) 設計技術費 機器間接費	

【参考】

工 事 原 価 = 純工事費相当額 + 現場管理費相当額

工 事 価 格 = 工事原価 + 一般管理費等

建設工事の履行能力確認調査における数値的判断基準について

1 対象工事

施工体制事前提出方式（オープンプック方式）を適用した建設工事で、調査基準価格を下回った入札を対象とする。

調査基準価格（税抜き）（千円未満切り捨て）

$$\begin{aligned} &= \text{設計額における直接工事費} \times 0.97 \\ &+ \text{設計額における共通仮設費} \times 0.90 \\ &+ \text{設計額における現場管理費相当額} \times 0.90 \\ &+ \text{設計額における一般管理費等} \times 0.68 \end{aligned}$$

ただし、その額が設計額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては設計額に10分の9.2を乗じて得た額とし、設計額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては設計額に10分の7.5を乗じて得た額とする。

2 数値的判断基準

数値的判断基準に、純工事費に対応した純工事費基準、現場管理費に対応した現場管理費基準、一般管理費に対応した一般管理費基準及び直接工事費を対象とした元請下請適正化基準を設定し、いずれかを満足しない場合は、当該入札を「公正な入札を妨げるおそれがある入札」として落札不適当とする。

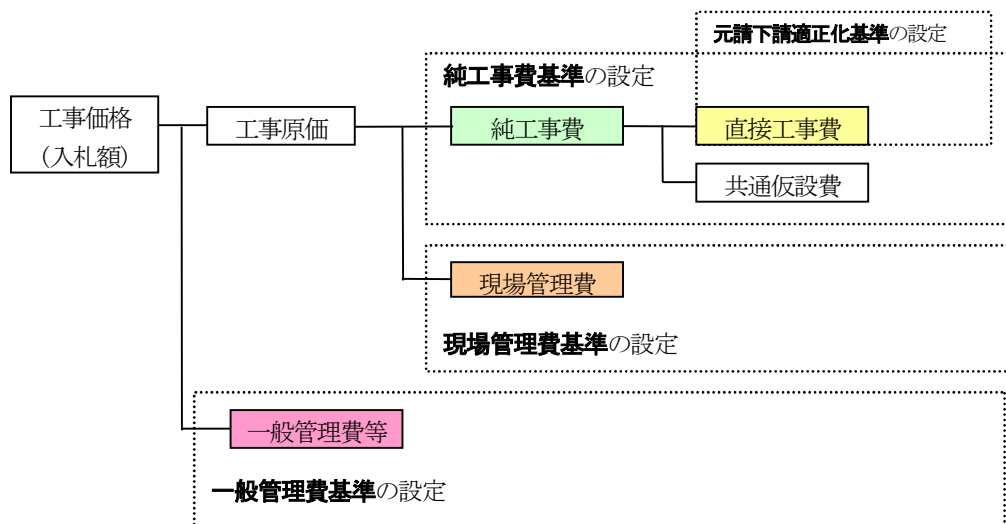
数値的判断基準の主な特徴は以下のとおりである。

○**純工事費基準**： 工事目的物を完成させるために最低限必要な直接及び間接経費について、市場性も考慮し一定の数値的判断基準を設定するもの。

○**現場管理費基準**： 工事を管理、運営するために最低限必要な元請及び下請の経費について、一定の数値的判断基準を設定するもの。

○**一般管理費基準**： 工事の施工にあたり、企業の経営、管理及び活動に必要な本社(店)及び支社(店)における経常的な最低限必要な経費について、一定の数値的判断基準を設定するもの。

○**元請下請適正化基準**： 工事の施工にあたり、工事目的物を構築する上で最低限必要な直接工事費（労務費、材料費及び直接経費）のうち下請負に附す部分の金額について、一定の数値的判断基準を設定するもの。（ただし、失格判断基準額1から3により落札不適当とならなかった調査対象者のうち、落札候補者となりうる第1順位に適用する。）



直接工事費の構成：労務費、材料費、直接経費

共通仮設費の構成：運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費

現場管理費の構成：労務管理費、安全訓練等に要する費用、保険料、従業員給料、法定福利費、福利厚生費、通信交通費、外注経費、工事登録費等

一般管理費等の構成：役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、公告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、保険料、契約保証費、付加利益等

図-1 数値的判断基準の設定範囲（土木工事の例）

2-1 用語の定義（以下、金額は、すべて消費税及び地方消費税を除いた額とする。）

- (1) **調査対象者** 履行能力確認調査の対象となる入札者をいう。
- (2) **純工事費相当額** 別表中の工事区分の欄に定める工事の種別に応じて同表中の純工事費相当額の欄に掲げる額をいう。
- (3) **現場管理費相当額** 別表中の工事区分の欄に定める工事の種別に応じて同表中の現場管理費相当額の欄に掲げる額をいう。
- (4) **一般管理費相当額** 別表中の一般管理費相当額の欄に掲げる額をいう。
- (5) **調査基準価格** 設計額の直接工事費×0.97+設計額の共通仮設費×0.90+設計額の現場管理費相当額×0.90+設計額の一般管理費等×0.68 をいう。ただし、その額が設計額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては設計額に10分の9.2を乗じて得た額とし、設計額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては設計額に10分の7.5を乗じて得た額とする。
- (6) **設計額** 発注者が積算した金額をいう。
- (7) **有効な入札者** 入札期日において、下記のいずれも満たして入札した者をいう。
 - イ 宮城県建設工事競争入札参加心得（平成15年4月1日施行。以下「入札参加心得」という。）第11に該当し、無効とならなかった者（ただし、入差参加心得第3第2項に該当する場合を除く）
 - ロ 宮城県から建設工事執行規則（昭和39年宮城県規則第9号）第4条第1項の規定に基づく建設工事競争入札参加登録を受けている者
 - ハ 当該入札公告において「入札に参加できる者に必要な資格に関する事項」の入札参加資格条件に示された「登録業種」、「登録等級」、「事業所の所在地に関する条件」及び「優遇措置条件」のいずれも満たしている者（条件付一般競争入札の場合に限る）
- ニ 入札金額が予定価格の範囲内の者
- (8) **全入札者** 有効な入札者すべての者をいう。
- (9) **入札率** 入札者の入札金額を予定価格で除した率をいう。
- (10) **下請金額の合計額** 入札者の工事費内訳書における直接工事費に計上された下請金額の合計額をいう。
- (11) **各細別の入札率** 入札者の工事費内訳書の直接工事費の各細別における、設計額に対する入札額の割合をいう。
- (12) **各細別の下請金額** 入札者の工事費内訳書における直接工事費の各細別に計上された下請金額をいう。

2-2 純工事費基準

調査対象者の入札金額における純工事費相当額が、次の失格判断基準額1を下回る場合は、当該入札を「公正な入札を妨げるおそれがある入札」として落札不相当とする。

（全入札者が3者未満の入札の場合は適用しない。）

失格判断基準額1

全入札者の純工事費相当額の平均額×0.97（千円未満切り捨て）

（ただし、全入札者が5者以上の場合の上記の「全入札者の純工事費相当額の平均額」は、「有効な入札者の工事費内訳書において計上されている純工事費相当額（以下「入札者の純工事相当額」という。）の最高金額の1者と最低金額の1者を除外した入札者の純工事費相当額の平均額」とする。

また、入札者の純工事費相当額が設計額の純工事費相当額を上回る場合については、設計額の純工事費相当額に置き換えるものとし、入札者の純工事費相当額が、設計額の純工事費相当額に90/100を乗じた額（1円未満は切り捨てる。以下「90%相当額」という。）を下回る場合については、90%相当額に置き換えるものとする。

なお、「全入札者の純工事費相当額の平均額」は、1円未満切り捨てとする。）

2-3 現場管理費基準

調査対象者の入札金額における現場管理費相当額が、次の失格判断基準額2を下回る場合は、当該入札を「公正な入札を妨げるおそれがある入札」として落札不適当とする。

失格判断基準額2

設計額における現場管理費相当額×0.85 (千円未満切り捨て)

2-4 一般管理費基準

調査対象者の入札金額における一般管理費相当額が、次の失格判断基準額3を下回る場合は、当該調査対象者を落札不適当とする。

失格判断基準額3

設計額における一般管理費相当額×0.63 (千円未満切り捨て)

2-5 元請下請適正化基準

調査対象者の入札金額における直接工事費（労務費、材料費及び直接経費）のうち下請負に附す部分の金額について、次の失格判断基準額4の算定値が1に満たない場合は、当該調査対象者を落札不適当とする。

ただし、失格判断基準額1から3により落札不適当とならなかった調査対象者のうち、落札候補者となりうる第1順位に適用する。

失格判断基準額4

直接工事費における想定下請入札率÷入札率<1.0

直接工事費における想定下請入札率は、次式により算出するものとする。

下請金額の合計額÷Σ（各細別の下請金額÷各細別の入札率）

2-6 落札者としなかった場合の取扱い

調査対象者を落札者としなかった場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、改めて数値的判断基準を適用するものとする。

ただし、総合評価落札方式を適用したものについては、別に定めるものとする。

2-7 数値的判断基準の適用除外

全入札者が3者未満の場合は、数値的判断基準1を適用せず数値的判断基準2～4を行い、履行能力認調査マニュアルに基づく調査を行う際には、数値的判断基準2～4をクリアした場合であっても工事費内訳書に係る調査を省略しないものとする。

2-8 工事費内訳書の提出義務化

数値的判断基準の適用に際し、入札者の純工事費を確認する必要があることや、予定価格の事前公表が、特に一般競争入札において積算能力を有しない等の不良不適格業者の安易な参入を招くことにならないようにするために、入札時において全ての入札参加者から工事費内訳書の提出を求めるものとする。

3 工事費内訳書記載内容変更の制限

数値的判断基準に下請割合の数値を導入することにより、入札時に下請割合を過小に記載した工事費内訳書を提出するおそれがあることから、調査対象者が落札者となり、工事着手後に下請割合の大幅な増加を行うことのないよう、下請負の承認時において、一定の制限を与えるものとする。

この場合において、下請割合の大幅な増加とは、入札時に提出された工事費内訳書の下請負予定額に対し、その後の下請負額の増額が工事請負額の30%を超える場合とし、原則として、下請負を承認しないものとする。

4 履行能力確認調査の簡素化

履行能力確認調査の対象となった入札のうち、数値的判断基準により排除されなかった入札については、工事目的物を構築するための最低限の必要額を確保しているという観点から、基本的に当該入札額によって工事の履行は可能である、と見なすことができることから、工事費内訳書に係る調査を原則として省略するものとする。

なお、東日本大震災に関連する災害復旧等の工事について、特例として、履行能力確認調査の対象となった入札のうち、数値的判断基準により排除されなかった入札については、誓約書の提出により、履行能力確認調

査回答書の提出を省略するものとする。

5 適用時期

令和7年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事に適用する。

別表

工事区分	純工事費相当額	現場管理費相当額	一般管理費相当額
土木工事 建築工事 建築設備工事 〔 建築機械工事 建築電気工事 〕	次の額を合算した額 直接工事費 共通仮設費	現場管理費	一般管理費等 (純工事費相当額・現場管理費相当額以外の費用)
施設機械設備工事 〔 水道設備工事 下水道設備工事 鋼橋上部工事 電気通信設備工事 揚排水機場設備工事 水門設備工事 等 〕	次の額を合算した額 直接工事費 機器費 直接製作費 直接工事費(据付) 共通仮設費 間接(二次)労務費 共通仮設費(据付)	次の額を合算した額 工場管理費(製作) 現場管理費(据付) 据付間接費(据付) 設計技術費 機器間接費	

【参考】

工事原価 = 純工事費相当額 + 現場管理費相当額

工事価格 = 工事原価 + 一般管理費等

【令和7年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用】

建設工事における数値的判断基準等の概要

調査基準価格(千円未満切り捨て)

$\text{設計額における直接工事費} \times 0.97 + \text{設計額における共通仮設費} \times 0.9$ $+ \text{設計額における現場管理費相当額} \times 0.9 + \text{設計額における一般管理費等} \times 0.68$	
ただし、その額が設計額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては設計額に10分の9.2を乗じて得た額とし、設計額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては設計額に10分の7.5を乗じて得た額とする。	

数値的判断基準

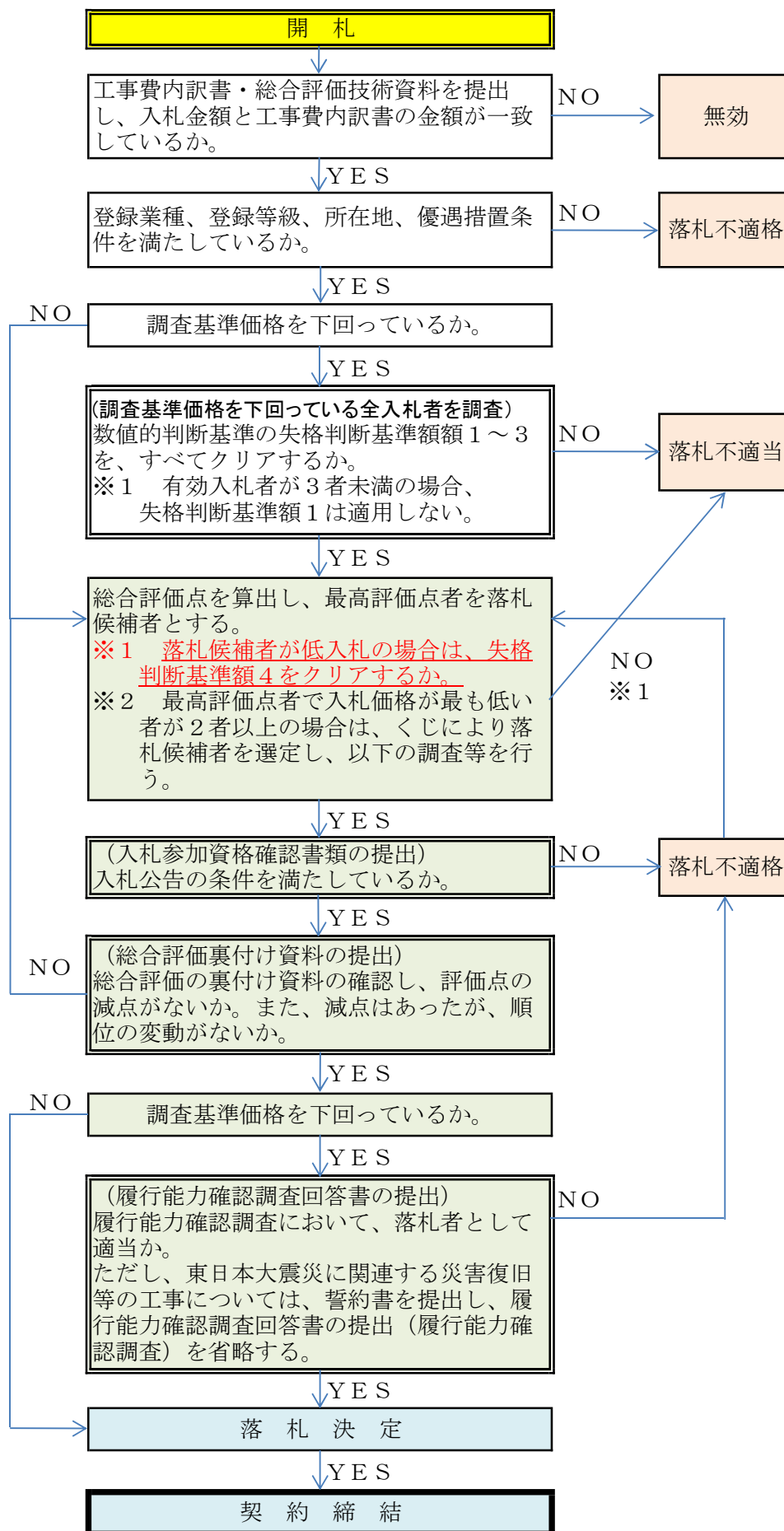
有効入札者数	1～2者	3～4者	5者以上
失格判断基準額 1 (純工事費基準)	適 用 外	全入札者の純工事費相当額の平均額×0.97	全入札者から純工事費相当額の最高金額の1者と最低金額の1者を除外した入札者の純工事費相当額の平均額×0.97
		入札者の純工事費相当額が、設計額の純工事費相当額を上回る場合については、設計額の純工事費相当額に置き換える	
		入札者の純工事費相当額が、設計額の純工事費相当額に90%を乗じた額を下回る場合については、設計額の純工事費相当額の90%に置き換える	
失格判断基準額 2 (現場管理費基準)	設計額における現場管理費相当額×0.85		
失格判断基準額 3 (一般管理費基準)	設計額における一般管理費相当額×0.63		
失格判断基準額 4 (元下請適正化基準)	(直接工事費における想定下請入札率÷入札率) 想定下請入札率＝下請金額の合計額÷Σ(各細別の下請金額÷各細別の入札率)		
	失格判断基準額1から3により落札不適当とならなかった調査対象者のうち、落札候補者となりうる者にのみ適用する。		

注1：失格判断基準額1・2・3は、千円未満切り捨て。

注2：失格判断基準額1・2・3は、入札者の各相当額が下回った場合、落札不適当。

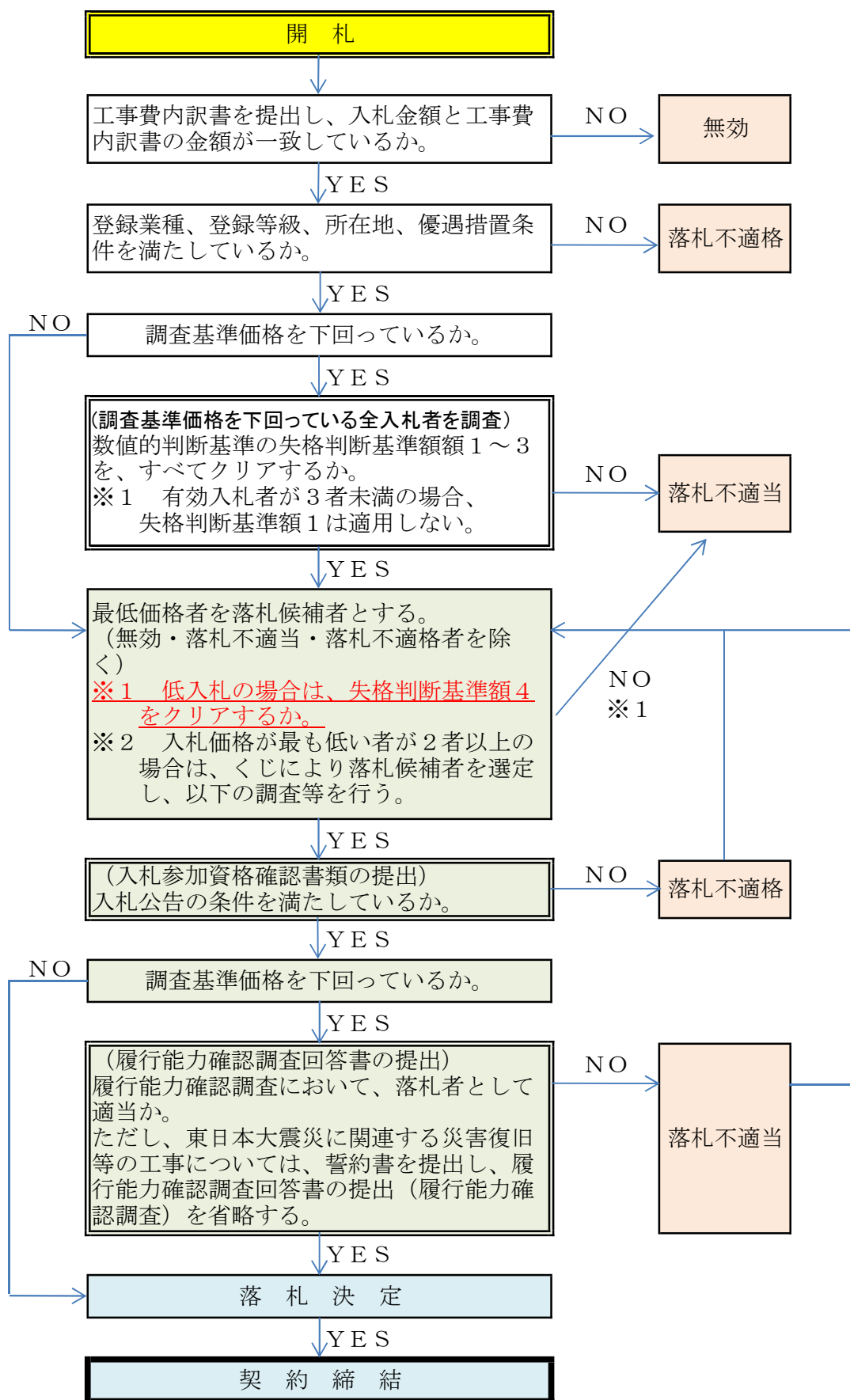
注3：失格判断基準額4は、1を下回った場合、落札不適当。

建設工事における条件付一般競争入札(総合評価落札方式)のフロー



※上記フローは一例です。

建設工事における条件付一般競争入札(総合評価落札方式以外)のフロー



※上記フローは一例です。